

3条例の検討案についての パブリックコメントの結果をお知らせします

●男女平等参画条例

●パブリックコメント手続条例

●市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例

「男女平等参画条例」、「パブリックコメント手続条例」、「市民会議審議会等の会議の公開に関する条例」の3条例の検討案について、12月18日から約1ヵ月間の意見募集（パブリックコメント）を行いました。それぞれの条例検討案に寄せられた主なご意見と、それに対する市の考え方の概要についてお知らせします。

パブリックコメントとは、重要な条例などを定めるとき、原案を公表して意見を求め、それを考慮して条例案などを決定することです。今回の手続でも、お寄せいただいた意見を踏まえて条例案を確定し、平成18年第1回市議会定例会（3月議会）に提案しました。条例検討案の全文と、ご意見とそれに対する市の考え方を取りまとめたもの、また、市議会に提案した各条例案については、市政資料室（市役所2階）や各市政窓口でも配布しているほか、市のホームページにも掲載しています。



「三鷹市男女平等参画条例検討案」への主な意見と市の考え方

企画経営室平和・女性・国際化推進係内線2115

◆条例の名称について

【主な意見】

- ・三鷹市の今までの基本方針と同じものであり、評価する。
- ・条例名が「男女平等参画条例」では、男女が平等に参加するという意味になり、それが実現していないように聞こえるが、男女の機会の平等は憲法で保障され実現している。
- ・条例名は「男女共同参画条例」でよい。

【市の考え方】

- ・条例の名称は「三鷹市男女平等参画条例」とし、本検討案（用語の定義）第2（3）で男女平等参画について定め

◆基本理念(2)について

- 市、市民、事業者等が協働して、何人も男女の性別により差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重される社会を実現すること

【主な意見】

- ・「直接的か間接的かを問わず差別を受けない」という表現にすべきである。
- ・専業主婦も立派な職業の一つだと思ふ。基本理念に「専業主婦を否定することなく現実には家庭を支えている主婦を、夫や社会も協力して支援するよう配慮に努めること」という表現にすべきである。

【市の考え方】

- ・本項では、「性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること」を幅広く明示しています。

◆基本理念(3)について

- 何人も男女の性別による固定的な役割分担を強制されず、自己の意思と責任による多様な生き方の選択ができる社会を実現すること

【主な意見】

- ・「固定化された役割分担を排除し強制されることなく」と強調すべきである。
- ・自己の意思と責任による多

◆基本理念(2)について

- 社会のあらゆる分野において、何人も男女の性別にかかわらず対等な構成員として個人の個性と能力を十分に発揮できる社会を実現すること

【主な意見】

- 「社会のあらゆる分野において男女平等を基礎とした」とした方が明確になる。
- ・男女には特性があり、あらゆる分野での活動に対等というのは極端だと思ふ。女性は明らかに体力面で男性より劣っている。対等な構成員として同じように責任を追求されるのであれば、女性にとって不利な場面も出てくると思ふ。女性らしさ、男性らしさが生かせる仕事があると思ふ。

【市の考え方】

- ・「男女平等を基礎として」という考え方も前提として条文化しています。
- ・男女の生物学的な性差を認めつつ、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

◆性別による権利侵害の禁止について

- ・男女の生物学的な性差を認めつつ、自己の意思と責任による多様な生き方の選択ができる社会の実現を目指すこととしており、このことは違法行為を容認することではありません。

【主な意見】

- ・性別による権利侵害の禁止として、セクハラ、DVを挙げていたのは、今更だにまじにされてきたことを条例で明文化することであり、意義を評価する。

【市の考え方】

- ・セクハラやDVが男女共同参画とどう関係があるのか分からない。条例に盛り込む必然性がないと思ふ。

【市の考え方】

- ・男女平等参画を進めるうえで基本的な権利侵害であるドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントについて明確に禁止をうたったところだ。

◆市民等の活動に対する支援について

- ・男女共同参画の取り組みを支援するための総合的な拠点施設を設置することを条例で明記しておくことも必要である。

【主な意見】

- ・三鷹駅前にある女性交流室

◆相談員の配置について

- ・専門の相談員をおき、行政だけでなく民間で起る人権侵害に対しても、問題解決は正に向けて何らかの措置ができることは実質的に効果をもつと思ふ。
- ・苦情申立をする人だけが権利を主張するのは、バランスが取れていない。かえって新たな人権侵害を招く危険性がある。この条項は入れない方がよい。

【市の考え方】

- ・男女平等参画に関する専門の相談員は男女平等参画を阻害する人権侵害についての相談を受けるために置かれるものです。相談員は相談を受けたときは、必要がある場合は当該相談の関係者から説明を求めること、及び当該関係者に対し是正要望等を行うことについて市長に対し意見具申することができるとしてあります。

【市の考え方】

- ・委員は女性を増やし、男女平等政策に積極的に取り組む姿勢がある人たちが構成して

【主な意見】

- ・委員は女性を増やし、男女平等政策に積極的に取り組む姿勢がある人たちが構成して

【市の考え方】

- ・自治基本条例の規定に基づき、委員の男女の比率、選出区分などについて著しく不均衡にならないよう留意し、任期についても長期にわたらないように努めます。

【市の考え方】

- ・3月議会提出予定の「市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例（仮称）」の規定に基づき、適切な対応を行います。

ほしい。誰でも出席できる公聴会の開催や意見募集を広く広報すべきである。

・委員の再任は禁止すべきである。同一団体から委員を複数出すのは公平性に欠ける。審議会のみで行動計画が作られないように市議会が内容をチェックできるようにすべきである。

・審議会が委員が自主的に意見を述べるべきである。

・自治基本条例の規定に基づき、委員の男女の比率、選出区分などについて著しく不均衡にならないよう留意し、任期についても長期にわたらないように努めます。

・3月議会提出予定の「市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例（仮称）」の規定に基づき、適切な対応を行います。

・本審議会は条例に基づいて専門性の高い分野等について市長の諮問に応じて調査審議し、意見を述べるために設置される市の公式な機関です。この中で審議会の委員は自主的に意見を述べ、また一般市民の方は、審議会の傍聴、あるいは計画策定などに当たってパブリックコメントなどにより意見をいただくこととなります。

◆その他の意見

◇前文について

・三鷹市女性憲章を制定するなど、三鷹市の先進的な取り組みを踏まえた前文が必要である。

・目的や理念が明示されており、議論の分かれる字句を含む前文を入れる位ならなくてもよい。

【市の考え方】

・条例本文において男女平等参画の定義、取り組むべき基

本理念を明らかにしていることから、前文を置かないこととしました。

◆その他

・社会制度としては決して男女の平等の実現は今のところ出ていない。ぜひ、この条例が生きる方向で男女共に努力していくべきである。

・「家庭の尊重」条項をぜひ入れるべきである。家庭は社会における基本的単位であり、最大の社会の資本だと思ふ。最近では、若者たちの犯罪防止のためにも家庭の役割は重要である。

・性教育も、子どもたちにとって将来の結婚や家庭育兒を決定するといつてもいいくらい大きな影響を与える。性差を否定する教育はせず、年齢や発達状況に応じた教育をすべきである。

・男性と女性が結婚してこそ、子どもが生まれるのである。男性には男性の役割、女性には女性の役割があり、男らしさ女らしさは必要である。

【市の考え方】

・この検討案では男女平等参画社会の実現に向けた基本理念や仕組みづくりなどを中心に定めています。男女平等参画の推進は、何人も男女の性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野における活動に対等な構成員として共に参画し、責任を分かち合う社会を目指すものです。

・この検討案では教育という具体的な施策については触れていませんが、心身の発達段階にふさわしい形で適切な教育が行われる必要があると考えます。